

経済財政諮問会議（4／2 6）における麻生総務大臣 提出資料

地方分権推進のための「地方税財政改革」 （「三位一体の改革」について）

概 要

～17年度以降の「三位一体の改革」の進め方について～

- 改革全体の確実な推進を図るとともに、偏在性の少ない地方税体系を構築する観点から、**本格的な税源移譲の規模（約3兆円）・内容（10%比例税率化）を「先行決定」**。
- 補助金削減により移譲すべき額が3兆円に満たない場合は、**偏在度の高い他の地方税を国へ逆移譲して調整**。
- 地方の自由度が大幅に拡大し、**税源移譲に結びつくものを中心に、3兆円の国庫補助負担金改革を確実に実施**。
- 特に、平成17年度は、**施設整備事業に係る国庫補助負担金全体の廃止、義務教育費国庫負担金のうち学校事務職員等に係るものの先行的検討、奨励的国庫補助金の計画的縮減に重点**。
- 平成17年度は、「地域再生」等を進めるため、地方税、地方交付税等の**一般財源総額を前年度と同程度の水準に**。
- また、**交付税算定に行革努力が報われる要素を導入**。

地方分権推進のための「地方税財政改革」
(「三位一体の改革」について)

平成16年4月26日

総務大臣 麻生 太郎

1 改革の基本的方向

「基本方針2003」を踏まえ、

- 1 地方が元気になる改革**
- 2 地方の自由度を拡大する改革**
- 3 自主財源（地方税等）を拡充する改革**

を基本的方向として改革を進める。

2 今後の進め方

平成17年度及び平成18年度の対応

- ① 所得税から個人住民税への**本格的な税源移譲の規模(約 兆円)・内容(10%比例税率化)を「先行決定」**。
(補助金削減により移譲すべき額との差額は、偏在度の高い**他の地方税を国へ逆移譲**することにより調整。)
- ② 平成18年度までに、平成16年度の兆円に加え残り3兆円の国庫補助負担金改革を**確実に実施**。
- ③ **地方歳出の見直しを進めつつ「地域再生」等を着実に進めるため、平成17年度の地方税、地方交付税等の一般財源総額は前年度と同程度の水準に。**

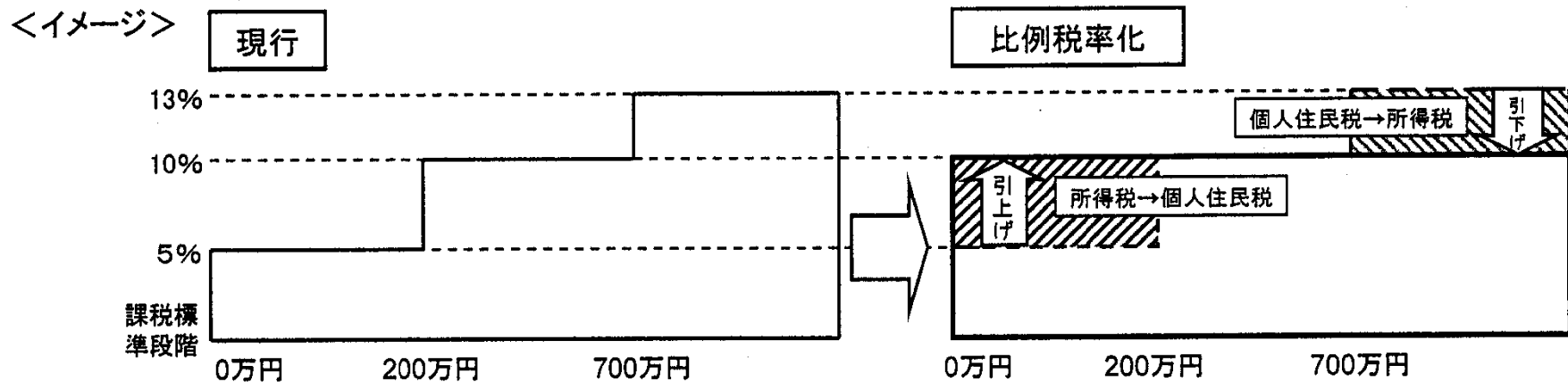
平成19年度以降

- ① **地方の声**（知事会は8.9兆円、市長会は5.9兆円の補助負担金の廃止を提案）**を踏まえ、さらなる国庫補助負担金の改革を断行。**
- ② **国税：地方税＝1：1を目標としつつ、国と地方の税源配分の見直しを推進。**

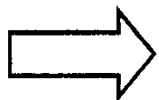
3 税源移譲

- ① 三位一体改革の確実な実施のため、所得税から個人住民税への**本格的な税源移譲の規模・内容を「先行決定」**。
- ② 補助金削減により移譲すべき額との差額は、偏在度の高い**他の地方税を国へ逆移譲**することにより調整。
- ③ **平成18年の通常国会までに改正法案を提出**。

ア) **個人住民税（所得割）の10%比例税率化により、約3兆円規模の税源移譲を実施。**



※ これに伴う納税者負担の調整等のため、所得税(国税)においても、所要の制度改正を実施。



比例税率化に伴い、**税源の偏在状況が縮小。**

	個人住民税 所得割 (H14決算)	現行シェアの 場合の 移譲額	10%比例税率 化による 移譲額	(参 考) 人 口
全国合計 A	8.05兆円	約3兆円	約3兆円	1億2,700万人
うち東京 B	1.32兆円	約4,800億円	約3,000億円	1,210万人
B/A	約 16%	約 16%	約 10%	約 10%

注1. 「東京」は都と市区町村の合計値。

2. 東京の10%比例税率化による移譲額は、課税状況に基づく推計値。

3. 人口は、平成12年度国勢調査による。

イ) 補助金削減により税源移譲すべき額が、上記ア)の移譲額(約3兆円)に満たなかった場合は、**偏在度の高さ等を勘案しつつ、他の地方税を国へ逆移譲することにより、税収格差を更に縮小。**

ウ) 上記ア)及びイ)に加え、以下により、財政力格差の縮小に向けた取組みを進める。

- ・ **法人事業税の分割基準の見直し**

法人事業税の分割基準を見直し、経済活動の実態に即した税収帰属を図る。
(この結果、税源偏在の縮小にも寄与)

- ・ **その他の財源均てん化方策**

不交付団体に対しては、税源移譲による税源偏在是正の効果をみながら、**国庫補助負担金の不交付団体への交付制限や地方譲与税の譲与制限等を検討**

4 国庫補助負担金の改革

- ① 地方の自由度の大幅な拡大を目指し、税源移譲に結びつく改革を中心に推進
- ② 平成 18年度までに残り 3兆円の廃止・縮減等を確実に実施

このため、

- ・単なる補助負担率の引下げは自由度の拡大につながらず改革の対象とはならない。
- ・国庫補助負担金の改革と国の関与・規制の見直しを一体的に実施する。

【平成 17年度及び平成 18年度の具体的な補助金改革の方向】

知事会、市長会等からの提案も踏まえつつ、以下の方向で改革を行うことが必要。

① 奨励的国庫補助金（ 2 兆円 ）

国家補償的な性格を有するもの、ごく限定された地域の特殊事情に対するものなどを除き、原則として廃止。

② 公共投資関係国庫補助負担金（ ①との重複を除き 3 兆円 ）

公共投資関係費に係る国庫補助負担金は、国家的なプロジェクト等根幹的な事業などに限定。

③ その他の国庫負担金（ 13 兆円 ）

義務教育費国庫負担金は、全額を一般財源化（ 2.5兆円 ）。その他の経常的国庫負担金は、国と地方団体の役割分担の見直しを行う必要性や地方の裁量拡大の余地などについて、地方団体の納得を得て見直すことが必要。

④ 維持管理に係る直轄事業負担金（ 0.2兆円 ）

維持管理に係る直轄事業負担金は、事業実施責任の明確化の観点から、国庫補助負担金の改革と併せて改革を行うこととし、原則として廃止。

特に、平成 17年度は以下の点を重点に改革に取り組むべき。

- ・ **全国的に見て経常的・普遍的に行われる施設整備事業に係る国庫補助負担金は全体を廃止し、地方に任せ、税源移讓（ 0.6兆円 ）。**

例) 公立学校等施設整備費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金、
廃棄物処理施設整備費補助金、公営住宅建設費補助金 等

- ・ **義務教育費国庫負担金の一般財源化の検討の中で、学校事務職員、加配教職員に係るものは先行的に検討（ 総額2.5兆円〈うち学校事務職員、加配教職員に係るもの 0.3兆円〉 ）。**
- ・ **奨励的国庫補助金は、相当程度の削減率を設定して計画的に縮減。**

5 交付税改革

(1) 地方歳出の見直し

地方の安定的な行政運営を確保

地方歳出の見直しを進めつつ「地域再生」等を着実に進めるため、平成 17年度は、地方税、地方交付税等の一般財源総額を前年度と同程度の水準に。(再掲)

- **投資的経費（単独）**については、平成2～3年度の水準を目安に抑制するが、「地域再生」にも配慮し、平成 17年度は 4千億円程度の縮減に（△ 3%程度。平成 16年度は 1兆円の縮減）。
- **一般行政経費（単独）**等は、引き続き抑制。
- 上記とは別に、「地域再生」等のために必要な緊急の行政課題に対しては適切に財源措置。

5 交付税改革

(2) 算定の改革

効率的な運営を促進し、経営努力に応える算定

- **行政改革に必要な経費を新たに算入し、行政改革の実績を示す指標**(例えば人件費、物件費など固定経費の割合やその削減率等)**に応じて増減**
- **徴税に必要な経費については徴収率等の徴税努力に応じて増減**

既に着手している改革

- 都道府県分の補正係数を3年間で半減
- 都道府県分の事業費補正(公共事業等の事業量を反映する補正)について、災害・公害防止関係・地域偏在性のあるもの等を除き、原則廃止
- 段階補正(小規模団体の割増し)の見直しについても継続的に実施